

船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例
施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例（平成20年船橋市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自主的取組対象施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表に掲げるとおりとする。

(自主的取組計画書の提出)

第3条 条例第7条第1項の規定による自主的取組計画書の提出は、自主的取組計画書（第1号様式）により行うものとする。

2 前項の規定は、条例第7条第2項及び第3項の規定による自主的取組計画書の提出について準用する。

(変更の届出)

第4条 条例第7条第4項の規定による変更の届出は、自主的取組計画書変更届出書（第2号様式）により行うものとする。

(実績報告書の提出)

第5条 条例第8条の規定による実績報告書の提出は、自主的取組実績報告書（第3号様式）により行うものとする。

(電磁的記録)

第6条 条例第9条第1項の規則で定める電磁的記録は、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

(身分を示す証明書)

第7条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第4号様式）とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び別表の規定は、公布の日から施行する。